令和７年（フ）第２３２９号
札幌市白石区南郷通16丁目南１番３―205号
破産者　株式会社ＮＳＲ北海道
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７０６号
札幌市白石区本通13丁目北１番７号
破産者　札幌オフィスサポート株式会社
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３号
仙台市青葉区台原一丁目７番40号
破産者　有限会社芦原
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２１号
宮城県大崎市田尻沼部字新寺前15番地　田尻横須賀住宅４－３号
破産者　森田　裕幸
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第８５号
秋田市仁井田蕗見町６番30号
破産者　株式会社キムラ商会
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第５９号
山形県天童市中里６丁目９―38―１
破産者　株式会社シマヒロ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８号
栃木県那須塩原市黒磯32番地25　あづさハイツパート２―605号
破産者　株式会社フォレックス
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和７年（フ）第９号
埼玉県熊谷市中央１丁目155番地　プライベート14―301号、前住所栃木県那須塩原市黒磯32番地25　あづさハイツパート２―605号
破産者　白水　政人
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第１８号
栃木県那須郡那須町大字寺子丙１番地209
破産者　小山田　唯
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第２１号
栃木県大田原市中田原786番地９　マリージア105号
破産者　相田電気設備　こと　相田　侑輝
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第１６号
千葉県香取市吉原495番地１　３号
破産者　池見　隆志
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和７年（フ）第２８０６号
横浜市緑区竹山４丁目２番地竹山団地4201棟142号
破産者　合同会社Ａｍｕｓｅ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２８８号
東京都台東区上野三丁目15番９号深井ビルＢ１
破産者　株式会社Ｍｉｔｔ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１３６号
静岡県富士市岩本72番地の11
破産者　株式会社佐藤保温
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１４０号
静岡県富士市大渕100番地の24
破産者　有限会社北原組
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第１４４９号
名古屋市中区栄３丁目２番３号　名古屋日興證券ビル４階
破産者　株式会社スパース
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１４５０号
名古屋市中区栄３丁目２番３号　名古屋日興證券ビル４階
破産者　株式会社アサンテ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６９４号
愛知県春日井市東野町西３丁目９番地の１
破産者　有限会社春同建設
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２２７４号
大阪府八尾市天王寺屋２丁目96番地
破産者　株式会社トータルプランニングリフォーム
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５０１７号
大阪市住吉区大領５丁目９番11号
破産者　株式会社アステック
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６６６号
大阪市北区長柄東２丁目８番36号
破産者　株式会社アド・フロック
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部